



Title	代理母をめぐる医学と法：生殖医療技術がもたらした新たな問題の解決をめぐる
Author(s)	小崎, 信男
Citation	大阪大学, 1994, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/38913
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 小 崎 信 男

博士の専攻分野の名称 博士（医学）

学位記番号 第 11280 号

学位授与年月日 平成6年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
医学研究科社会系専攻

学位論文名 代理母をめぐる医学と法

—生殖医療技術がもたらした新たな問題の解決をめぐる—

論文審査委員 (主査)
教授 若杉 長英

(副査)
教授 谷澤 修 教授 奥山 明弘

論文内容の要旨

【目的】

代理母とは、妻が自分で妊娠し出産する能力を有しない場合に、夫の精子を用いて妻以外の女性に人工受精を施し、生まれた子供を夫婦に引渡す関係、あるいはその女性自体を指す概念である。また、妻に卵子はあるが出産が不可能な場合、夫の精子と妻の卵子を体外受精し、その受精卵を妻以外の女性の子宮に移して妊娠及び出産を任せる場合も存在しており、この場合を借り腹という。一般には、両者を合わせて代理母という言葉が用いられているが、前者の場合、生みの母は子供と遺伝子上のつながりを有するのに対し、借り腹の場合の生みの母は子供と遺伝学上の関係がない点で、大きな違いがある。アメリカでは既にこれらの処置がしばしばなされており、訴訟問題まで生じている。そこでの問題は、これらの場合の母は誰なのか、貧しい女性が生む機械におとしめられないか、依頼者が子供を引取らない場合には子供はどうなるか、などである。

ところが近時、わが国においても、日本人夫婦が渡米して代理母を用いた旨の新聞報道がなされており、アメリカと同様の問題が今後わが国でも生じることが充分予想される状態に至っている。日本不妊学会も、代理母の使用には社会的、倫理的検討が必要との見解を示している。本論文の目的は、生まれてきた子供に不利益が及ぶことのないよう、代理母に関する医学的・法学的検討をなしておくことにある。そして、検討の結果、現行法の解釈だけでは問題解決が導けないとの判断が下されるとすれば、どのような法規制が望ましいかを、医学的観点をも含めて考察する。具体的には、民法における親族法、戸籍法との関連が問題となりうる。また、代理母をめぐる紛争においては、生まれてきた子供が本当に依頼者の子供かどうか争われることが多いが、かかる場合についてはDNA鑑定の活用が考えられよう。

【方法】

まず第一に、代理母に関する諸外国の状況、特にアメリカの状況を概観することにより、今後のわが国において生じうる問題点を指摘する。そして、このような問題点が、わが国の医療制度及び法制度のもとでどのような現れかたをするかに関し、検討を加える。この点に関しては、既に論文の形で公表済である。

第二に、先の作業で明らかにされた諸問題につき、アンケートを用いてわが国における国民の認識程度を調査する。即ち、まず、わが国において現在代理母の使用に関してどのような一般意識が存在するかの調査を行い、今後のわが国においてどの程度代理母が広まりうる素地があるかを分析する。これと合わせて、わが国で代理母が実際に用いら

れた際に生じる諸問題に対する医学界・法学界の対応のありかたに関しても、意識調査を行う。

【成績】

既に公表した論文において、代理母に関しては、親族法上、契約法上の解決しがたい諸問題が生じることを示した。また、医学的観点からの検討として、そもそも体外受精や胚移植が治療法かという問題があることも指摘した。体外受精・胚移植は臨床的に不妊の治療法としてまだ確立されたわけではなく、今後の改善・進歩が望まれている。即ち、体外受精における受精率は70～80%、卵割成功率は81～97%であるが、妊娠率が10～25%と低く、流産率が25～47%と高率である。本法でもっとも懸念されるのは児の異常の発生であるが、現在の段階では自然妊娠に比べて多くはないとされている。しかし、出生児にどのような機能障害が存在するかは、数年を経てみないと明確には分らない。さらに、一部の学説からは、体外受精技術は、未だ実験段階にあるとさえ言われている。このような状況に鑑みれば、これらの処置を臨床応用するにはできるだけ慎重たるべきであろう。

次にアンケートに関しては、「代理母に関する意識調査」として、1993年8月～12月に実施した。総配付数4000部、回収数716部、有効回答数は301部である。

分析結果から注目されるのは、代理母・借り腹ともに、その意味するところをおおよそ知っているとする回答が半数以上を占めていること、代理母や借り腹の認容率が比較的高いこと（代理母に関しては約65パーセント、借り腹に関しては約74パーセントが何らかの形でこれらの実施を認めている）、但しこれらの認容者の多くが必ずしも前端的賛成である訳ではなく、養子制度のほうが望ましい、あるいは養子制度のみを利用すべきであると考えている回答者が全体の半数を上回っていること、などがあげられる。

【総括】

アンケートの結果を踏まえたうえで総括をなすと、次のようになる。即ち、代理母に関しては、学説上に反対する見解が多くみられるが、一般人の意識においては必ずしも全面的反対の比率は高くない。但し、完全な放任ではなく、何らかの形の規制は必要である。代理母に関する法的規制を考えるうえでは、医学界からの反応が現在急務であるといえるのみならず、医学界と法学界との関係も必要である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、生殖医療技術の進歩がもたらした諸問題に関する国民の意識調査を行うことによって、代理母や借り腹による出産に対しての社会的反応を検討したものである。代理母や借り腹による出産は現在わが国では行われていないが、海外で行っている例があるにも関わらず、この種の研究は未だ認められず、法医社会医学の論文として価値あるものであり、博士（医学）の学位を授与するに値するものと認める。